

厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和六十一年厚生省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>厚生労働大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四十四条の証明書は、別記様式によるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三条の証明書は、別記様式によるものとする。</p>
別記様式 （略）	別記様式 （略）

参考

別記様式の表（新）

128mm

第 号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 44条第1項及び第3項の規定による立入検査等を 行う職員の身分証明書			写 真
所属庁	年 月 日	生	印	
氏名	年 月 日	発行		
有効期間				
厚生労働大臣				

91mm

別記様式の表（旧）

128mm

第 号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 33条第1項及び第3項の規定による立入検査等を 行う職員の身分証明書			写 真
所属庁	年 月 日	生	印	
氏名	年 月 日	発行		
有効期間				
厚生労働大臣				

91mm

別記様式の裏(新)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)抜すい	
(立入検査等)	9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
<u>第44条</u> 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項第4号から第6号まで又は <u>第5条第4項</u> の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。 (第2項略)	第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (第一号から第三号まで略)
3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、 <u>第34条</u> に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。	四 <u>第44条第1項</u> から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (第5項から第8項まで略)	第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 (第一号及び第二号略)
	三 <u>第58条第3号</u> 、 <u>第59条</u> 又は前条 各本条の罰金刑

別記様式の裏（旧）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)抜すい	
(立入検査等)	9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
<u>第33条</u> 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項第4号から第6号まで又は <u>第4条の2第4項</u> の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。 (第2項略)	第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (第一号から第三号まで略)
3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、 <u>第22条</u> に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。	四 <u>第33条第1項</u> から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (第5項から第8項まで略)	第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 (第一号及び第二号略)
	三 <u>第43条第3号</u> 、 <u>第44条</u> 又は前条 各本条の罰金刑